

下川町議会基本条例(案)パブリックコメント実施要領

1. 目的 町民に開かれた議会を目指して広く町民から意見をいただき、それら意見等を参考に議会基本条例を制定します。

2. 資料及びその公表の方法等

(1)公表する資料 「下川町議会基本条例(案)」、「下川町議会基本条例(案)の特記解説」

(2)公表の方法

①各戸回覧、②下川町議会ホームページへ掲載、③議会事務局(役場庁舎3階)

④情報告知端末による告知

3. 意見を募集する期間 **令和3年2月1日(月)～令和3年3月1日(月)**

4. 提出できる方 ※(1)～(5)のいずれか該当する方

(1)町内に住所を有している方、(2)町内に事業所を有する方、(3)町内の事業所に勤務している方、

(4)町内の学校に在学している方、(5)町税を納税されている方

5. 提出方法

(1)意見書の様式 別紙「意見提出様式」に次の必須事項を記入してください(任意の様式でも構いません)。なお、必須事項(①～⑤)が欠けている場合、パブリックコメントとして扱えない場合があります。①表題「下川町議会基本条例(案)に対する意見書」、②住所(法人等の場合は所在地)、③氏名(法人等の場合は名称)、④電話番号(告知端末番号可)、⑤意見本文
※電子メールにより提出する場合は、電子メールの「件名」にこの表題を入力してください。

(2)意見書の提出先 つぎのいずれかによりご提出ください。なお、電話又は口頭等によるご意見は、パブリックコメントとして取り扱うことができません。

①持参：下川町議会事務局(役場庁舎3階)、

②郵送：〒098-1206 下川町幸町63番地 下川町議会事務局、③ファクシミリ：01655-4-2517、

④電子メール：s-gikai@town.shimokawa.hokkaido.jp ※受信を確認した旨の電子メールを議会事務局から送信します。電子メールが届かない場合は、議会事務局までご連絡ください。

6. ご意見の取扱い

(1)ご意見等に対し個別に回答することはありません。募集期間が終了した後、意見を一覧表にまとめ、下川町議会の考え方を付して下川町議会ホームページに公表します。

(2)個人(又は法人等)の権利又は利益を害するおそれのある意見については、公表しないことがあります。

(3)意見書を提出した方の氏名等の情報は、公表しません。また、情報を他の目的で使用することはありません。

7. その他

(1)下川町議会基本条例の制定にあたり、専門的見地からのアドバイスを受けています。

(2)上記のほか、パブリックコメントの実施に関する手続きに関しては、「下川町パブリックコメント手続規則」の定めによります。

【問い合わせ先】

下川町議会事務局 電話01655-4-2511内312 または 告知端末番号4251108